

## (仮称)宇都宮市景観計画(素案)に関するパブリックコメントについて

### 1 パブリックコメントの実施状況

#### (1) 意見募集期間

- 平成19年2月13日～平成19年3月5日(21日間)

#### (2) 応募者数等

- 応募者数：11名，92件(内訳：男性8名，女性3名，不明0名)

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
0	2	2	5	0	2	2	11

#### (3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
0	0	11	0	11

#### (4) 項目別の内訳

	項目	計
1	計画全体の考え方について	16
2	序章について	11
3	第1章(景観計画の区域)について	7
4	第2章(良好な景観形成のための方針)について	11
5	第3章(良好な景観形成のための行為の制限)について	4
6	第4章(その他良好な景観形成に関する事項)について	5
7	第5章(今後の取組み)について	13
8	その他景観行政全般について	25
	合計	92

#### (5) 意見の反映について

意見の趣旨を素案に反映させるもの【16項目】

- 計画(素案)の内容についてわかりやすさに配慮することを求める意見  
網掛け部分が今回反映する項目

## 2 意見の概要と市の考え方

### (1) 計画全体の考え方について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	市としての意気込み，やる気が感じない。市としての独自の進め方や記載記述の考え方が分からない。	本計画では，市民，事業者，市のそれぞれの役割を明確に示し，良好な景観形成の実現を目指す姿勢を示したところです。
2	市の現在の景観問題点や景観実状などの記載が必要なのではないか。	現状把握の点で必要と考えられますので，本市の景観形成における課題を記載いたします。  具体的反映箇所は，P1
3	今回の計画は，「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」を焼き直しただけで，新しい視点や発想が見られず，網羅的総花的 content にとどまっており，景観の保全や創出ができないのではないか。	本計画は，「宇都宮市都市景観基本計画」に基づき，良好な景観形成を実現するための規制・誘導手法の一つであります。 本計画は，法を活用した景観形成の第一歩であり，きめ細かな景観形成は「景観形成重点地区」等において良好な景観形成を目指してまいります。
4	宇都宮ならではの特色・個性がみられず，どこの景観計画なのか，心をつかむものがない。 宇都宮の景観の保全・創出には今は何が一番喫緊の課題かを見極め，それを正面切って打ち出し，個性的な景観作りをアピールして，市民の関心と興味を引き出し，市民の参画を促すことだと思う。	P8(2)景観形成重点地区の指定方針にもございますように，「宇都宮を代表する誇れる景観」がございます。 今後は，これらの景観を広く市民に周知しながら，更に市民が誇れる景観形成を進めてまいります。
5	全国どこにでもある典型的な地方都市の代表のような「宇都宮市」。さしたる史跡も文化遺産もない町の，どこの何を「宇都宮らしさ」と表現されているのか。	
6	本当に「宇都宮らしい都市景観の形成」を目指すなら，今話題になっている「京都景観条例の改正」くらいの大鉈を振るう覚悟を持ち，本気で早急にやって頂きたい。	本計画により，更なる市民意識の啓発を行い，景観上影響の大きい大規模建築物等について適正な指導を進めてまいります。 また，本市の誇れる景観上重要な地区につきましては，景観形成重点地区として，地元住民の合意の元，きめ細かなルールづくりを進めてまいります。

7	<p>行政がビジョンと勇気とリーダーシップをもって、市民に提案し、協議し、説得を繰り返さなければ、景観の保全や創出は無理である。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後景観計画策定後、「景観形成重点地区」等の指定に向け、努めてまいります。</p>
8	<p>これは、はじめの一步ですので、ゆるやかな規制に賛成である。まずは、市民が景観に関心を持つことが重要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、景観計画等を元に更に市民意識の啓発に努めてまいります。</p>
9	<p>この計画は、時間軸での景観形成のシナリオが良くわからない。 10年後、30年後などの区切りにおいて、目標とする達成ポイント、そのための施策の展開方策を明らかにすると良いのではないか。</p>	<p>景観形成は永続的に行なわれるべきであり、明確な達成ポイントを示すことが困難ではありますが、景観形成の流れを別途示し、わかりやすさに努めてまいります。</p>
10	<p>景観計画のタイムスケジュールの記載がない。計画 素案（事業計画） 設計 行動（実施） 見直し等の年度スケジュール程度は決めて進める必要がある。</p>	
11	<p>今後の展開で“景観条例の制定も併せて必要”となっているが、景観計画本文のなかに織り込まれていません。 条例制定は透明性の確保、効率的、実効的に景観施策を運用する上で重要であり、“景観条例との関連・位置付け”、“併行しての景観条例制定”などを景観計画本文中に明記すべきだと思う。</p>	<p>景観条例との関係を分かりやすくするために必要と考えられますので、ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は、P4</p>
12	<p>宇都宮らしい景観を発掘し、守り育て引継ぐには何が必要なのか。</p>	<p>まず、景観に対する意識を持つことであり、どのように景観形成を進めていくかという目標を持ち、関わる人々が自分の役割を認識し、実際に行動することであると考えております。</p>
13	<p>景観法を典拠とした強制力のある条例行政が必要である。</p>	<p>景観計画は、これまで他の自治体が制定してきた条例では法の根拠がなく、実効性がないことから、条例に代わる制度として創出されたものでございます。</p>

14	難解な言い回しでボリュームアップされた文章。一般市民に向けて作成しているなら，こんな「まず形式ありき」の文書作成はもう止めましょう。	わかりやすい表現に努めてまいります。
15	新たに踏み込んだ景観計画になっていないように思える。	本計画は，法を活用した初めての景観形成の第一歩であり，きめ細かな景観形成は「景観形成重点地区」等において良好な景観形成を目指してまいります。
16	景観計画全体に，市民だけでなく，来訪者の視点を入れてはどうか。	来訪者の視点につきましても，P5，P11 で記載しております。

(2) 序章について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<b>1 背景と目的について</b> 「景観形成」という言葉は，加工していくイメージが強いため，保全の意味合いが感じない。「景観形成」とは，「宇都宮がもっている自然景観や歴史的景観などの良いものをきちんと守りながら，魅力ある景観を創出していくこと。」などと，明示していただきたい。	分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は，P1
2	<b>1 背景と目的について</b> 「いやし，やすらぎ，希望や活力」，「こころのよりどころ」など魅力的な景観の保全と創出をしていくのですから，そういった言葉がほしい。	「癒し，やすらぎ，希望や活力」の言葉は，魅力ある景観をイメージする上で必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は，P8
3	<b>1 背景と目的について</b> 「全国に誇れる本市独自の景観をもとに」とは何をさしているのか。「景観計画に代表される本市独自の景観」などの文書をいれると，分かりやすいのではないか。	分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は，P1

4	<p><b>1 背景と目的について</b></p> <p>下から 2 行目「景観形成を推進し」は「…保全と調和を考慮した良好な景観形成」を推進するのだと思う。</p> <p>そのことが、宇都宮の魅力と誇りにつながっていくということと「後世に継承すべき美しい都の形成に資する」、それを通して人々の豊かな感受性を育てていくことも大きな目的だと思う。</p> <p>五感をフルに刺激して味わえる景観を創出しようとしているのだから、目に見えない感性の部分もしっかり書き込んではどうか。</p>	<p>分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので、ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は、P1</p>
5	<p><b>2 景観計画の性格と役割について</b></p> <p>(1)3) 柔軟な仕組みは、とても良いと思う。</p>	<p>具体的取組みに努めてまいります。</p>
6	<p><b>2 景観計画の性格と役割について</b></p> <p>(2)2) 重点的な景観形成施策の展開は、具体的にどうすれば目に見える形となるのか。</p>	<p>市民意識の啓発も重要であります。市民が景観は大切だと実感していただけるような場を宇都宮に創出していくことが大切であると考えております。</p>
7	<p><b>2 景観計画の性格と役割について</b></p> <p>「美しい景観を後世につないでいきたい」のところで、自分たちの地域の景観だけれども、自分たちの今と未来のためだけでなく、この地を愛してくれる多くの来訪者たちのためにも、美しい景観を守り創出していくという気概の一文がほしい。</p>	<p>市民、事業者、市の共通認識として、良い趣旨と考えられますので、ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は、P5</p>
8	<p><b>3 景観計画の位置付けについて</b></p> <p>図解で解説していて分かりやすい。都市法やまちづくりプランとの具体的関連性を条項なども掲げつつ示せればと思う。</p>	<p>更にわかりやすさに努めてまいります。</p>

9	<p><b>4 市民，事業者，市の役割について</b></p> <p>市民の役割で，まずは，日頃の生活の中で，身の回りの景観に関心をもつことが必要。</p> <p>a) 日頃あたり前に受けとめている景観について，守り育てていくために，自分に何ができるかを自分自身に問いかけること。</p> <p>b) 具体的に道端で花を育てるとか，雑草を抜くなどの今までやってきたことが，景観にきちんと貢献していることを認識する。</p> <p>c) さらに，本当に小さなことでいいから，自分にやれることを実践する。</p> <p>などの市民生活に密着した努力の仕方を提示すると，施策への関心も高まるのではないか。</p>	<p>今後，景観計画の周知，PRの際に検討してまいります。</p>
10	<p><b>4 市民，事業者，市の役割について</b></p> <p>事業者の役割について，事業者は「景観を形成する大きな要素」であることを「自覚」しなくてはいけないと思う。その中で，「魅力ある景観の保全や創出につとめ，市民に愛される事業者」であることも，地域での重要な役割だと思う。地域内外から，そこで働きたいと思わせるような景観への取組みを期待する。</p>	<p>事業者にご理解していただけるよう努めてまいります。</p>
11	<p><b>4 市民，事業者，市の役割について</b></p> <p>市民，事業者，市の基本的役割のなかで，それぞれが連携をもって協働するという意識づけとして付け加えてほしい。景色というものは，「自分だけのものではない」のですから。</p>	<p>良い趣旨と考えられますので，ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は，P7</p>

( 3 ) 1 章 ( 景観計画の区域 ) について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p><b>1 景観区域について</b></p> <p>市全域にわたって計画の対象エリアとされたことは素晴らしいと思う。</p> <p>景観計画の区域について「宇都宮市全域を景観計画の区域とする」ことは良いと思う。</p> <p>そのことにより、自然景観，都市景観が融合するバランスのとれた宇都宮市独自の景観が徐々に形成されていくものと期待している。</p>	<p>本計画の策定を契機に広く景観の大切さについてPRしながら，景観形成重点地区等の指定を進めてまいります。</p>
2	<p><b>1 景観区域について</b></p> <p>「全市域を対象とした本市の魅力ある景観の創造に向け取り組んできた。」とあるが，具体的にその成果を書かないと市民に伝わらないのではないか。</p>	<p>説明が不足していると考えられますので，ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は，P8</p>
3	<p><b>2 景観形成重点地区等について</b></p> <p>(1)基本的な考え方の「その指定にあたっては，地域住民等の意見を聴きながら…定める…」ことは，地域住民の声が一番重要なので，良いと思う。</p> <p>それを中心に，県外の方の意見をとりまとめて決めていくなど入れた方が良いと思う。</p>	<p>地域住民以外の意見も必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は，P9</p>
4	<p><b>2 景観形成重点地区等について</b></p> <p>(1)基本的な考え方の について，例えば 地区のようなどあげてもらえると，分かりやすく良いと思う。できれば写真つきで。</p>	<p>分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は，P9</p>

5	<p><b>2 景観形成重点地区等について</b></p> <p>(1)基本的な考え方の「地域住民等の意見を聴きながら・・・」とあるが、重点地区は、いずれも郷土の景観として市民が誇るべきものであり、いわば公共財産である。直接利害のある住民だけでなく、その地区以外の市民も参加し、ルールを決められるようにするべきではないか。(景観関与権?がほしい)</p>	<p>景観は土地の権利者だけでなく、それを見る人にも影響を与えるものでありますことから、当該地区以外の市民の意見の取り入れ方については今後検討してまいります。</p>
6	<p><b>2 景観形成重点地区等について</b></p> <p>(2)重点地区の指定方針ですが、3つの区分は、一般市民には難しい。 写真を載せたことは、目で見ることができ、とても良いと思う。</p>	<p>分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので、ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は、P10 「個性ある景観」とは全国的に珍しい宇都宮にしかない景観、「郷土の景観」とは自然等古くから市民の心のふるさととなってきた景観、「まちのシンボル景観」とは市のシンボルとして新たに作られてきた景観でございます。</p>
7	<p><b>2 景観形成重点地区等について</b></p> <p>(2)重点地区の指定方針で、候補地域が挙げられているが、場所としては的を得ていると思う。 しかし、この地域がどこの場所にあるのか、知らない人も多いので、マップをつけてみてはどうか。</p>	<p>分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので、ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は、P11、P12</p>

(4) 第2章(良好な景観形成の方針)について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p><b>2(1)景観形成の基本目標について</b></p> <p>「宇都宮らしい」という表現について、「今まで培ってきた歴史や文化や昔からある自然とこれから創出していく本市の未来景観を指している」というようなことを加えてはどうか。</p>	<p>良い趣旨と考えられますので、ご意見を反映いたします。 具体的反映箇所は、P13</p>

2	<p><b>2(1)景観形成の基本目標について</b></p> <p>「美しい都市景観の形成」について、都市景観という言葉からは、田園風景等が外されているような印象を与える。「美しい景観の形成」のほうが誤解を与えないと思う。</p>	<p>基本目標は、平成3年に策定された「宇都宮市都市景観基本計画」において既に決定されたもので、変更が困難であると考えております。</p>
3	<p><b>2(1)景観形成の基本目標について</b></p> <p>「豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくり」は、全市民が共有したい文言で、良いと思う。</p> <p>ただ、（美しい宇都宮）は特に必要ないと思う。「うつくしの都（みや）づくり」で良いと思う。</p>	
4	<p><b>2(2)景観形成の基本方針について</b></p> <p>「美しく魅力ある景観を保全，活用，創出するため」のような表現は，バランスがとれていて安心感がある。</p>	<p>更にわかりやすさに努めてまいります。</p>
5	<p><b>2(2)景観形成の基本方針について</b></p> <p>緑・水・歴史と文化の項目立ては，的を得ていると思う。4), 5)も読めば納得するので，このようにいろいろな要素がきちんと網羅されていることは良いと思う。</p>	
6	<p><b>2(2)景観形成の基本方針について</b></p> <p>2)うるおいのある水景観の創造については，具体的内容にしないと空虚である。</p> <p>「日々忘れがちな水との関わりのある生活風景を再生することが大切である」とあるが，「再生」とは何を意味するのか。</p> <p>また，水のある風景を市民に近づけるためにも「水のある風景マップ」をつけてはどうか。</p>	<p>水は人間の，生命の根源であることから，日常生活において水との係わりを復活させることで，人々の「癒し」や「やすらぎ」へとつなげ，景観や環境への再認識をする意味であります。</p> <p>マップ作成は，今後検討してまいりたいと考えております。</p>

7	<p><b>2 (2)景観形成の基本方針について</b></p> <p>基本方針の中に本市を特徴づける「眺望景観の確保，創造」を追加すべきと思う。新規の建築物の高さの制限を定めるべきでは。</p>	<p>眺望の確保・保全是，視点場及び視対象を明確にしていくことが重要です。また高さ制限は，本市の土地利用とバランスを保ちながら検討すべきものと考えております。今後，景観形成重点地区等において検討してまいります。</p>
8	<p><b>2 (2) 1)やすらぎのある緑景観の創造</b></p> <p>市街地の緑を増やすことは大切だが，街路樹の高さや面積，場所に注意しないと交通者の視界を妨げたり，歩道幅が削減されたりして，交通事故の原因になることもある。</p>	<p>街路樹の適正な配置については，道路管理者や交通管理者と検討してまいります。</p>
9	<p><b>2 (3)地域別の景観形成方針について</b></p> <p>「眺望」という言葉が入れないのか。宇都宮市域は，平坦に広がっているが，くさび状に入り込んだ丘陵などの縁辺部から，市街地を眺められるポイントは以外に多い。街全体の「俯瞰景」も宇都宮のイメージを作るのに有効だと思われる。</p> <p>「城址公園への眺望」「松ヶ峰教会への眺望」「JR駅前ペDESTリアンデッキからの日光連山の眺め」などもぜひ入れてほしいと思う。</p> <p>対象物だけの保全でなく，そのものへの眺望を確保することは景観計画だけが果たせる役目ではないか。</p>	<p>本計画の中に「眺望」について記載してございます。本市といたしましても「眺望」は景観形成の重要事項であると考えておりますことから，「眺望」の取り組みについて検討してまいります。</p>
10	<p><b>2 (3)地域別の景観形成方針について</b></p> <p>ゾーン別の景観について，実際にはどんな感じなのかというところをより具体的に感じて，共有したいと思うため，現在の写真を載せていただきたい。</p>	<p>分かりやすさへの配慮が必要と考えられますので，ご意見を反映いたします。</p> <p>具体的反映箇所は，P18～P30</p>

11	<p><b>2 (3)地域別の景観形成方針について</b></p> <p>ゾーン別の景観について、「宅地開発の抑制」、「造成の抑制」とあるが、景観計画でできるのか。実効性なき理念を謳うだけなら、「マスタープラン」その他のまちづくりプランと存在意義の点で区別がつかないと思う。</p> <p>都市計画法や景観条例等とのリンクを想定しているのならば、具体的にコメントすべきだと思います。</p>	<p>本計画の策定により、10,000㎡を超える大規模開発について、事前届出を義務化することになり、適正な指導が可能となります。</p>
----	---	--

(5) 第3章(良好な景観形成のための行為の制限)について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p><b>1 (1)届出の対象となる行為について</b></p> <p>対象規模に「10m」「0.1ha」「1ha」とあるが、数値の根拠がわからない。なぜ、これ以下では届出が不要なのか。</p>	<p>大規模な建築物等は景観形成に大きな影響を与えることから、その建築等については、景観の配慮事項をお願いしていきたいため、届出の対象を限定したものです。</p>
2	<p><b>1 (2)行為の制限について</b></p> <p>色合いに関することが目についた。彩度を抑えるということが、どの地区にもあてはまるかどうかというのは疑問である。彩度の高いものでも芸術的センスによっては、質の高い景観を創出できる可能性があるのではないかと思う。制限を実際に適用する場合には、この限りではないとうことを担保しても良いのではないかと思う。特に、日中日陰になる場所などは、明るいイメージを打ち出すのも良いと思う。個人の主観的な部分にかかるところは、含みを持たせたほうが良いのではないかと思う。</p>	<p>今回届出の対象となる大規模な建築物等については、その規模から周辺環境に圧迫感を与える可能性が高いことから、基本的な色彩は落ち着いた調和のあるものをお願いしたいと考えております。</p> <p>しかしながら、彩度の高い色彩の分量や素材等によって、質の高い景観形成も可能でありますことから、景観審議会等に意見を聞きながら、適正な指導を実現してまいります。</p>
3	<p><b>1 (2)行為の制限について</b></p> <p>「中心市街地だから」とか「高度利用地区だから」とかいう理由で超高層マンション・ビルを認可してしまうならば、景観計画も絵空事としか見られないでしょう。</p>	<p>景観計画は総合的な景観形成を図るために定めるものであります。今後は景観形成重点地区等の指定とともに、良好な景観形成に努めてまいります。</p>

4	<b>2 景観形成重点地区等における制限</b> 重点地区で一定以上の規模の新規開発は、「景観審議会（仮称）」を設置し、事前チェックできる仕組みをつくる。	専門的知識を持った第三者機関として、「宇都宮市景観審議会」を設置いたしましたので、今後は、それらの組織のご意見を伺いながら、進めてまいりたいと考えております。
---	--	---

(6) 第4章（その他良好な景観形成に関する事項）について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<b>1 屋外広告物について</b> 屋外広告物についてきちんと触れているのは良いことだと思う。	景観形成重点地区等の指定に併せ、地域ごとの屋外広告物の在り方について検討してまいります。
2	<b>1 屋外広告物について</b> 色彩，デザイン，メッセージの全てを含めて一定の「品位を保つ」ものに限定ということ載せてはどうか。 その判断は，検討委員会を通す方法が良いのではないかと。ガイドラインでは抜けが出るため，そのときそのときで決められるような幅を持たせる方が良いと思う。 専門家などと公募市民が集まって討議する場があれば，市民の景観意識も高まっていくと思う。 景観計画に一定の品位を求めることを謳った方が良いと思う。	広告物の内容が，その掲出される場所にふさわしくない場合もありますことから，特に配慮すべき地区においては，景観形成重点地区等でその内容に踏み込んだ方針を述べることは可能であると考えております。 そのため，今後これらの内容を含め検討してまいります。
3	<b>2 景観重要建造物及び樹木について</b> 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定は，市民の景観計画の周知を計るうえでわかりやすい目印になるので，その選定は大切なことだと思う。 今後は，宇都宮市民にとっても来訪者にとってもランドマークになる可能性が大なので，詳細なマップをつけて普及に努めるべきである。	景観重要建造物や樹木を指定した場合は，広く市民に周知してまいりたいと考えております。
4	<b>2 景観重要建造物及び樹木について</b> 景観重要建造物についても，（税制面での優遇など）何がしかのインセンティブが設けられないのか。	景観重要建造物については，国の施策として，相続税の優遇がなされる予定ですので，その制度を活用してまいります。

5	<p><b>3 景観重要公共施設について</b></p> <p>景観重要公共施設の基本的な考え方で、「ランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設」とあるが、具体的に挙げるべきである。</p>	<p>景観重要公共施設の指定については、周辺の景観の調和が必要でありますことから、景観形成重点地区の指定と併せ、今後検討してまいりたいと考えております。</p>
---	--	--

(7) 第5章(今後の取組み)について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p><b>1 市民意識の高揚について</b></p> <p>(1)啓発活動の展開で、シンポジウムや出前講座等による啓発は良いと思う。</p> <p>地域に出かけていくというやり方が効果的だと思うが、内容が難しくては効果が薄いと思うので、楽しい出前を工夫して欲しい。</p> <p>例えば、まちなみ景観賞をとった人が、一緒に行って、地域の人と一緒に話し合うなど。</p>	<p>ご指摘のとおり内容に工夫を凝らしながら、より効果的な出前講座を実施してまいります。</p>
2	<p><b>1 市民意識の高揚について</b></p> <p>市民への周知を挙げていますが、これは大切なことである。市民の自発性を柱とする景観計画なので、内容はもちろん、こういったPRは徹底するべきである。</p>	<p>景観計画の策定後、広く周知・PRに努めてまいります。</p>
3	<p><b>1 市民意識の高揚について</b></p> <p>景観出前講座の存在を市民にもっとアピールして、個人意識の向上を目指すべきだ。</p>	<p>景観出前講座は、市民意識の高揚に非常に重要であると考えております。今後とも広く市民にPRしてまいります。</p>
4	<p><b>2 景観形成重点地区等の推進について</b></p> <p>まず、景観計画に掲げる景観形成重点地区について、より具体的な景観形成の目標を作成すべく、確実な一步を踏み出さなければならぬと思う。</p>	<p>本計画を元に地元積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。</p>
5	<p><b>2 景観形成重点地区等の推進について</b></p> <p>他法令手法の活用で、より強い規制がかけられる「景観地区」「高度地区」は、徐々にですが運用を積極的に進めてほしいと考える。</p>	<p>良好な景観形成を実現できるいくつかの手法をうまく活用しながら、景観形成の実現につとめてまいります。</p>

	<p>特に歴史軸は，中心市街地において最も重要で，かけがえのないエリアです。城址公園も整備されましたし，絶対に死守してほしい。</p>	
6	<p><b>2 景観形成重点地区等の推進について</b>  記載のとおり，あせらずじっくりと段階的にルール作りをすることも大切だと思いが，ある程度の見通しを早めにプランニングし，市民に公開することがぜひとも必要である。</p>	<p>地元住民の意向等勘案して，広く周知すべきものについては適正に対応してまいります。</p>
7	<p><b>2 景観形成重点地区等の推進について</b>  他法令手法の活用について，具体的ビジョンを示すべきである。  景観計画は誘導型であるため，景観保全・創出のためには強制力のある手法を望む市民の声もよく聴く。  景観施策は，内容もさることながら「実効性のあるプラン」であることが肝腎と考える。</p>	<p>景観形成重点地区の指定にあわせ，他法令の活用についても検討してまいります。</p>
8	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b>  (1)市民参加の促進で体験型ワークショップや，景観的に地域をめぐってのワークショップに子どもも巻き込んでやれたら，とても良いと思う。市民が普段着で気軽に参加でき，気楽に取り組めるような内容をぜひ実現して欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり内容に工夫を凝らしながら，より効果的なワークショップとなるよう努めてまいります。  また，そのような市民参加の促進するためにも十分な周知，PRに努めてまいります。</p>
9	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b>  (1)市民参加の促進を掲げていることは良いことだと思う。市民参加を促すためには，単発ではなく，定期的に且つかなりの頻度で十分なPRをすべきである。</p>	
10	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b>  広く市民（NPOを含む），事業者，行政が対等な立場で，前向きに景観について議論できる「アリーナ」（意見交換の場）を定期的実施してはどうか。</p>	<p>意見交換の場を設けることは非常に重要であると考えておりますことから，今後検討してまいります。</p>

11	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b></p> <p>(2)提案制度等の活用について，市民の提案を大切にすることは，とても良いことである。ひとつでもいいから光るものが見つかれば，活用，公表することで，市民の景観意識が高まると思う。</p>	<p>提案制度のPRにも努めてまいりたいと考えております。</p>
12	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b></p> <p>市として「民の力」を活かす発想と仕組みづくりを考える必要がある。</p> <p>地域風景資産を掘り起こし，それを守り育てるプランを学識経験者や既存のまちづくり系市民団体，建築士会等を加えた新組織が必要と思われる。</p>	<p>「今後の取組」でも触れましたように，良好な景観形成は，それを支える人や組織の力が必要不可欠であると考えております。P28にも記載されております景観整備機構の活用も含め，今後検討してまいります。</p>
13	<p><b>3 協働による景観づくりについて</b></p> <p>景観整備機構を立ち上げ，景観形成の目標とルールづくりを確立しなければならないと思う。当然，市民参加のもと市民のコンセンサスを得て作成しなければならない。</p>	

(8) その他景観行政全般について

	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>実効性をいかに担保するのかという部分が薄いように感じます。</p> <p>庁内の体制づくりによる調整体制の整備，景観グループの格上げと人員補強，専門性の向上が必要であり，そのような体制づくりについても，明記すべきと考えます。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
2	<p>執行体制や財政的裏付けの記載がない。都市計画行政の一部では，景観行政は進まないと思われる。50万都市に相応しい都市デザイン課(室)を設置し，中心市街地や住宅地等の景観指導を進める必要がある。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>

3	<p>地区単位のルールを決めるのは、困難を極めるかもしれないが、最後は市当局のリーダーシップ、ビジョンがものをいうと思う。特に重要な地区については、行政主導型で進めるのはやむを得ないのではないか。</p> <p>ただし、職員が十分な経験と専門的な知識を得られるような環境づくりをしてほしい。</p> <p>少なくとも10年間は担当者を変えることなく、継続して景観行政に取り組みられることを強く希望する。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>学識者、一般市民、行政による「景観審議会」などを設置し、重点地区で一定以上の規模の新規開発は、景観デザイン面において、必ず事前チェックできる仕組みをつくるべきである。</p>	<p>専門的知識を持った第三者機関として、「宇都宮市景観審議会」を設置いたしましたので、今後は、それらの組織のご意見を伺いながら、進めてまいりたいと考えております。</p>
5	<p>新築だけでなく、都心部ストック（廃墟、空き家、空きテナント）をリノベーション・コンバージョンにて「物件」化（住めるように）し、都心部ならではのライフスタイルを確立できるようにする。</p> <p>地域民間ストック（空き家/空きテナント/公園等）を「コミュニティスペース」へコンバージョンし、そこに住む住民の茶飲み/立ち話コミュニティのレベルを推進する。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
6	<p>住民の自発を促すような活動自体に、公からの助成制度が必要。「景観ディレクター」と呼べるような、住民意識形成に尽力する人がいないと、計画を動かすことが出来ない。使える人づくりを支援していくべきである。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>

7	<p>宇都宮市の地域別（住宅地，商業地，駅前，シンボル）に，市民，来訪者が景観について評価し，それを集計できるシステムを継続的に設ける必要がある。具体的な視点場からの眺望を評価し，景観を財産として守り高めることが必要。</p> <p>また，障害要素を是正する意見を常に集計公表することで，市民一人一人が地域の景観に寄与出来るとの意識を共有する必要がある。</p> <p>景観評価会を設置し，フィールドワークによる評価軸を設定し，全地域をA～E評価し公表する。回数，人数（多立場），地域数を重ねていく。これらを繰り返し行い，A評価のエリアには「しるし」を設置し，ブランド化を図る。市内全ての地域を網羅することが必要。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
8	<p>他には無い宇都宮ならではの場所，物，事，人の発掘，育成を進め，宇都宮の個性を確立する。そのための，条例整備，助成をおこなう。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
9	<p>市街地に点在する大谷石蔵や，宇都宮の歴史を伝える建物，宇都宮らしい景観を次世代に引継ぐ為，保全，保存，活用を支援する仕組み作りが必要。</p>	<p>景観重要建造物の指定等を活用しながら，進めてまいりたいと考えております。</p>
10	<p>地区レベルでの景観ビジョンや細かいルールを作っていく際，合意形成に時間がかかる。</p> <p>イメージを共有しながら合意形成が図れるような「景観シュミレーション」などのツールを地区単位で配布し，地区における景観形成への活動を促進・支援するなど難しいか。</p>	<p>今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
11	<p>重点地区などのルールを作る時には，住民との協働のもとにということになるのだと思うが，住民にそういう権利が与えられた以上，それと並行して学習の機会提供も必要ではないか。</p> <p>「景観出前講座」だけでなく，子供の頃からの景観教育が望まれる。</p>	<p>「人」づくりは景観施策を進めていく上で非常に重要であると考えております。今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>

	<p>街の景観を作っていくのは「人」であることから、やはり人づくりから始めるべきではないか。</p>	
12	<p>市民の景観リテラシーを高めるため、学校や生涯学習の場で景観学習を進めてはどうか。景観出前講座だけでは不十分であり、景観学習を全市的に進めるための体制づくり、景観学習のためのテキスト作成なども必要である。</p>	<p>市民意識の高揚のため、定期的な景観学習の実施は非常に有効であると考えております。今後の課題として検討してまいりたいと考えております。</p>
13	<p>二荒山神社前で進んでいる超高層マンションについては、議論がわき起こっておりますが、やはり、市民を巻き込んだ意見交換と検討は十分ではなかったと感じている。</p> <p>宇都宮の歴史性、文化性、未来性を勘案し「景観上の重要ポイント」を明示し、その周辺での開発行為、建築行為に関しては特別の配慮をするような仕組みをつくっていくべきではないか。</p> <p>例えば、城址公園周辺、歴史軸であるみはし通り周辺、釜川周辺などについては、早々に地区計画を定め、景観保全と創造に努めるべきと考える。</p>	<p>当該地区は本市の誇れる場所でありますことから、本計画においても景観形成重点地区を推進してまいりたい地区として掲げているところです。今後は景観形成重点地区の指定に向け努めるとともに、他法令の活用も含め、地元住民のみなさんと検討してまいりたいと考えております。</p>
14	<p>既存建築物で、都市のシンボリックな景観資源を望む障害になるものについては、将来、撤去すべきものとしてマークしておくことを持続的施策として景観計画/景観条例に取り入れてはどうか。</p>	<p>景観計画や景観条例ではご指摘のようなものを指定することはできません。したがってそのようなことは困難であると考えております。</p>
15	<p>当面のモデル地区として、JR 宇都宮駅東口周辺地区が取り上げられているが、西口周辺も同格として取り上げるべきではないか。</p>	<p>J R 宇都宮駅西口、東口は本計画においても景観形成重点地区として指定してまいりたい場所であります。モデル地区については今後検討してまいります。</p>

16	<p>本文 P.9 表中の「二荒の杜」の「1600 年もの間」が史実と違う。</p> <p>本文 P.9「榛名山」「飯盛山」の記述は群馬県と福島県である。</p> <p>本文 P.9 下の写真「榛名山」は「筑波山」ではないか。</p> <p>本文 P.9 下の写真「宇都宮の丘陵」という表現が写真内容から疑問。</p> <p>本文 P.9 下の写真「富屋の山並み」はどこかの河川公園の写真と思われる。</p>	<p>「1600 年もの間」について</p> <p>具体的反映箇所は、P10 榛名山、飯盛山は本市の篠井地区にございます。</p> <p>写真は筑波山ではなく飯盛山の写真でございます。</p> <p>宇都宮丘陵は、市街地にクサビを突き刺す形で都心部まで伸び、本市の景観特性の一つであります。このような特徴のある景観構造を航空写真で表現しようとしたものです。</p> <p>富屋の山並みについては富屋地区の二宮堰から篠井富屋連峰を望んだ写真でございます。</p> <p>ご理解いただければと思います。</p>
17	<p>随所に見られる建設中のマンション。数年後、マンション群の景観が「宇都宮らしさ」になることが間違いないことでしょう。急激なこの変化に「宇都宮らしい都市景観の形成」の施策が、完全に後追い状態となっていると思う。</p>	<p>良好な住宅の需要と供給と、景観形成はバランスをもって実現しなければなりません。</p> <p>マンションすべてが景観形成の阻害要因となることではないことから本市の誇れる景観形成を推進すべき地区においては、高さ制限も含め地元住民のみなさんとその景観形成について検討してまいりたいと考えております。</p>
18	<p>街なか、郊外，幹線道路沿い，いずれも空家，空き店舗が増えつつあり，見苦しい景観である。</p> <p>きちんと管理がなされていないところは，「美しい景観を妨害している」という観点で何か罰則を与えることはできないのか。</p>	<p>一律に罰則を与えるような対応は困難であると考えております。</p>
19	<p>計画にメリハリをつけ，どういう景観を作ろうとしているのかというビジョンを具体的に指し示し，おのずから市民参加を促す必要がある。</p>	<p>市民や事業者のみなさんにわかりやすい景観計画の策定に努めるとともに，その周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

20	<p>二荒山前周辺は、唯一歴史都市としての宇都宮らしさを感じさせ、「歴史軸」の起終点の場所であることを子々」々に守り伝えて行くため、宇都宮のシンボルゾーンと位置付け、賑わい広場・賑わい通りとして、人が集まり人が回遊する場所とする。</p> <p>風致を保存し、バンバ通りとの景観的関係を復元整備するため、阻害するものがあれば修景し、緑地化・緑視化を推進し、祭りと遊びとそぞろ歩きと憩いの広場、文化と芸能と芸術と健康とグルメとショッピングのまちとする。そして、人が自然と集まる場所、行きたくなる場所、人を連れてくることのできる場所とする。</p>	<p>当該地区は本市の誇れる場所でありますことから、本計画においても景観形成重点地区を推進してまいりたい地区として掲げているところです。</p> <p>今後は市民協働の元、更なる良好な景観形成に努めてまいりたいと考えております。</p>
21	<p>大谷地区は、良好な大谷石建造物を保存し、それ以外の建造物にもできる限り大谷石外壁を装備し、「陸の松島」としての景観を整え、回遊性を持たせ、宇都宮の観光名所として育てていく。</p>	<p>当該地区は本市の誇れる場所でありますことから、本計画においても景観形成重点地区を推進してまいりたい地区でございます。</p> <p>今後は、景観形成重点地区の指定に向け努めるとともに、地元住民のみなさんとよりよい景観形成のための検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>
22	<p>松が峰教会周辺付近や旧日光街道沿いも大谷石景観ゾーンとして、大谷地区に準じて整備する。</p>	<p>景観形成重点地区の指定に向け努めてまいります。</p>
23	<p>最も基本的なことは、スカイラインを揃え、ファサードの色と形を統一感のあるものにすることである。</p> <p>城郭，教会，社寺等のランドマークを除いて、高さを 100 尺 = 31m = 8 階建てに統一し、ファサードを小江戸 = 宇都宮城 = 日光社参道にふさわしいものにしていくことである。</p> <p>ランドマークの視界を妨害する建築物を作ってはならないというのは、古今東西、街づくりの普遍的常識であり、根幹である。</p>	<p>スカイラインの統一やファサードの形態・意匠の統一は、良好な景観形成に非常に有効であると考えております。</p> <p>今後景観形成重点地区の指定の中で検討してまいります。</p>

24	<p>人が寄り集まる街の中心部には、世界中そして日本中の美しい都市がそうであるように、シンボルゾーンにいつも広場がある。</p> <p>それが中心部の基本的景観であり、市民が集い、憩い、そぞろ歩きして、ショッピングや飲食を楽しむためには、どうして欠かせないからである。</p> <p>宇都宮市が、中心部の活性化を実現し、人が集まり賑わい、繁栄を取り戻そうと考えているとしたら、広場という市民のための日常景観こそが欠かせない。</p>	<p>宇都宮城址公園やオリオン広場等の整備を行なっております。</p>
25	<p>建材としての大谷石推進を市全域に波及させるべきではないか。また、大谷石を使用した場合に補助金を出す等の推進策が不可欠ではないか。</p>	<p>地場産材の活用は宇都宮らしさを表現する上で大変重要であると考えております。今後もその活用の取組について検討してまいります。</p>